荒川区立第九中学校 校長 宮崎 剛

## 気象警報が発令されたときの対応について

荒川区では、気象警報発令時の対応の基本的な流れを示した「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発令された ときの対応」を設定しております。

保護者の皆様におかれましては、下の対応に沿って登校の判断をしていただきますようお願いいたします。 また、児童生徒の安全を確保するため、下記のとおり、対応いたしますので、ご理解ご協力をいただきますよう お願いいたします。

記

- 1 気象警報等が発令されたときの対応
  - 「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発令されたときの対応」に基づいて判断します。
  - ① 午前6時の時点で、気象庁から発令されている気象警報に基づいて対応を判断します。
  - ② 気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発令状況を確認してください。

※気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発令状況を確認できない場合は、他の情報により、荒川区への気象警報の発令状況を確認してください。

情報によっては、荒川区に気象警報が発令されているときに、23区東部や東京地方という表現で、まとめて気象警報の発令が伝えられるときがあります。荒川区への発令が確認できず、23区東部や東京地方に気象警報が発令されているときは、荒川区に発令されているものとして、判断をしてください。

③ 登校するときには通学路の状況や気象警報を確認して通学時の安全確保を第一にしてください。 警報等が発令されていない場合においても、天候が不安定な場合や、通学の安全が確保できない場合は、登校を見合わせる判断をしてください。

## 2 授業実施判断の流れ

|   | 午前6時の荒川区の警報等の状況 |               | 授業形態 | 対応                    | 給食 |
|---|-----------------|---------------|------|-----------------------|----|
| 1 | 特別警報            | 大雨(土砂災害、浸水害)、 | 臨時休業 | 情報に注意し、各家庭において身の安全の確保 | なし |
|   |                 | 暴風、暴風雪、大雪     |      | を行う。                  |    |
| 2 | 警報              | 洪水警報          | 臨時休業 | 事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた | なし |
|   |                 |               |      | 行動をとる。                |    |
| 3 | 警報              | 暴風警報 暴風雪警報    | 午前休業 | 午後の授業実施については、午前11時の気象 | なし |
|   |                 |               |      | 情報により午後の授業の実施を判断する。   |    |

※ 大雨警報 大雪警報による、臨時休業等 の一斉の対応はありません。

|   | 午前11時の荒川区の警報の状況 | 授業形態    |  |  |  |  |
|---|-----------------|---------|--|--|--|--|
| 1 | 暴風警報 暴風雪警報が継続   | 臨時休業    |  |  |  |  |
| 2 | 暴風警報 暴風雪警報の解除   | 5校時より授業 |  |  |  |  |

## 3 登校時の注意

周囲の状況を確認して、安全に登校することを最優先にして登校させてください。

## 4 その他

- (1) お子さんの安全の確保を第一に考えて行動してください。
- (2) 警報が解除されていても、天候の様子や周囲の状況が、登校できる状態でないときには、登校を控えてください。保護者の判断で登校を控えた際には遅刻や欠席とはなりません。次に登校するときに、連絡帳等などでご連絡ください。
- (3)「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発令されたときの対応」以外の対応が必要な場合は、学校のホームページや配信メール等によりお知らせいたしますので、情報に基づいて行動してください。
- (4) 日頃から、各家庭において災害時の対応について話し合い、避難場所や避難経路を確認するなど、安全の確保に努めてください。